



# 役場からのお知らせ

宝珠山庁舎 72 - 2311  
小石原庁舎 74 - 2311

## 保健福祉課

### ◆平成 27 年度より国民健康保険税の税率が変わります。

国民健康保険は、加入者が病気やけがをしたときに、安心して医療にかかることができるように、診療費の一部を保険給付する制度です。その財源は、加入者が負担する保険税と、国・県の負担金などで賄われています。

本村の国民健康保険は、加入者の高齢化や医療技術の高度化等により医療費が増加する一方、長引く景気低迷により保険税収入の減少等の影響が顕著となる状況のなかで、支出超過が続いています。

今まで、基金からの繰り入れで赤字分を補い、何とか国民健康保険事業を行ってききましたが、基金も平成 24 年度末には全てなくなり、一般会計からの繰り入れ等により運営を行わざるを得なくなりました。このため、少しでも国民健康保険事業を安定的に運営ができるよう、平成 27 年度の保険税について見直しを行い、税率の改正を行わせていただくこととなりました。

今後においても、加入者の皆さんが安心して医療のサービスを受けられるよう、国民健康保険の安定的な運営を図っていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

#### ●国民健康保険税の改正内容

医療分、後期高齢者支援分、介護分（40～64 歳）の合計が国民健康保険税となります。平成 27 年度につきましては、次のとおり改正されます。

【保険税率の改正内容】

	医療分		支援分		介護分	
	H27～	H26 まで	H27～	H26 まで	H27～	H26 まで
①所得割	7.20%	6.80%	1.80%	1.70%	1.50%	1.50%
②均等割額	19,000 円	17,000 円	5,000 円	4,000 円	10,000 円	10,000 円
③平等割額	20,000 円	20,000 円	5,000 円	5,000 円	2,000 円	2,000 円
④賦課限度額	520,000 円	510,000 円	170,000 円	160,000 円	160,000 円	140,000 円

※所得の申告を忘れずに

国民健康保険税は、前年中（平成 26 年 1 月～12 月）の所得で計算されます。所得がない場合でも、申告をしないと適正な税額計算ができないだけでなく、軽減などの適用が受けられない場合があります。

※口座振替の方へ

振替日は、納期限日に関係なく毎月 25 日（土・日・祝日の場合は翌営業日）ですのでご注意ください。

お問い合わせ先

東峰村役場小石原庁舎 保健福祉課 （電話：74-2311）

## 保健福祉課

### ◆暮らし・しごと・家計困りごと相談会（無料・予約制）

■日 時：6 月 25 日（木）10：00～16：00

■場 所：小石原庁舎 第 1 会議室

- ◎暮らし、しごと、家計のお困りごと、どんなことでもご相談ください。
- ◎あなたの問題解決に向け、一緒に考えながら解決策を搜します。
- ◎福岡県の事業です。ご相談は無料で、個人情報厳守します。
- ◎予約制です。まずはお電話ください。

電話：0942-38-8501（予約をお願いします）

福岡県自立相談支援事務所（月～金曜日、9：30～17：30 ※祝日も開いています）

お問い合わせ先

東峰村役場小石原庁舎 保健福祉課 （電話：74-2311）

## 住民税務課

### ◆子どもの人権 110 番強化週間について

6 月 22 日（月）から 6 月 28 日（日）までの 1 週間

「子どもの人権 110 番強化週間」として、「いじめ」や体罰、不登校や子どもの虐待など、子どもに関する人権問題のご相談を受け付ける相談電話を設置します。

【相談受付時間】

- ・6 月 22 日（月）から 6 月 26 日（金）までは、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで。
- ・6 月 27 日（土）及び 6 月 28 日（日）は、午前 10 時から午後 5 時まで。

電話番号は、0120-007-110 です。

IP 電話からは接続できませんので、092-852-4536 へお電話ください。

法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、ぜひお気軽にお電話ください。

「子どもの人権 110 番」では、強化週間以外でも子どもの人権に関するご相談を、土・日・祝日を除く毎日 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（時間外及び土日祝日は留守番電話対応）受け付けています。



お問い合わせ先

東峰村役場小石原庁舎 住民税務課 （電話：74-2311）

## 住民税務課

### ◆マイナンバー制度についてのお知らせ



- 税の分野でも社会保障・税番号制度が導入されます

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

平成 27 年 10 月から、個人番号・法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。

国税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号（マイナンバー）・法人番号を記載することになります。

#### 【税務関係書類への番号記載時期】

申告書や法定調書などを提出する方は、次のとおり税務関係書類に個人番号や法人番号を記載する必要があります。

	記載対象	一般的な場合
所得税	平成 28 年 1 月 1 日の属する年分以降の申告書から	(平成 28 年分の場合) 平成 29 年 2 月 16 日から 3 月 15 日まで
法人税	平成 28 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(平成 28 年 12 月末決算の場合) 平成 29 年 2 月 28 日まで
法定調書	平成 28 年 1 月 1 日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から(注)	(例) 平成 28 年分給与所得の源泉徴収票、平成 28 年分特定口座年間取引報告書⇒平成 29 年 1 月 31 日まで
申請書・届出書	平成 28 年 1 月 1 日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

(注) 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

#### 【個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法】

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。したがって、個人番号が記載された申告書や法定調書などを税務署等へ提出する際には、税務署等で本人確認をさせていただくことになります。また、法定調書提出義務者の方が法定調書に記載するために金銭等の支払等を受ける方から個人番号の提供を受ける際には、本人確認をしていただく必要があります。

※国税に関する社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」をご覧ください。

お問い合わせ先

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（住民税務課）（電話：72-2311）

## 住民税務課

### ◆男女共同参画週間について

◎キャッチフレーズ◎

地域力×女性力＝無限大の未来

6月23日（火）～29日（月）

### 男女共同参画週間



本年度の男女共同参画週間の重点は、「女性の活躍と地域の活性化」。

男性と女性が職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、みなさん一人ひとりの取組が必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

- 内閣府男女共同参画 <http://www.gender.go.jp/>

お問い合わせ先

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（住民税務課）（電話：72-2311）

## 教育委員会

### ◆私立幼稚園就園奨励補助事業のお知らせ

東峰村では、私立幼稚園に3歳児～5歳児（4月1日現在）を通園させている世帯へ、経済的負担を軽減するため、所得に応じて入園料・保育料を減免する就園奨励費補助事業を行います。この制度は各幼稚園が入園料・保育料を減免した分について、東峰村から各幼稚園に対して補助金を交付するものです。

#### ●対象となる範囲

東峰村に住民票があり、私立幼稚園に4月1日現在で3歳・4歳・5歳児を通園させている世帯。

- (例1) 所得課税額 77,100 円以下の世帯の補助年度額  
 … 第1子：115,200 円、第2子：211,000 円
- (例2) 所得課税額 77,101 円以上 211,200 円以下の世帯の補助年度額  
 … 第1子：62,200 円、第2子：185,000 円

#### ●手続き

各幼稚園に調書を提出してください。  
 詳しくは、東峰村教育委員会にお尋ねください。

### ◆平成 28 年度使用中学校教科書 見本本展示について

平成 28 年度、東峰村立中学校で使用される教科書の見本本を展示します。

- 展示期間：6月19日（金）～7月10日（金）
- 展示会場：宝珠山公民館



お問い合わせ先

東峰村教育委員会（電話：72-2301）